

●香川県告示第133号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、道路の位置を次のように指定した。

平成23年3月25日

香川県知事 浜 田 恵 造

- 1 指 定 番 号 中土指道 第11号
- 2 指 定 年 月 日 平成23年3月9日
- 3 指定道路の位置 丸亀市山北町字原窪89番1、90番、95番1、95番3及び同地先農道・水路
- 4 指定道路の幅員とその延長 幅員 4.68メートル～6.68メートル  
延長 26.66メートル

関係の図面は、香川県土木部建築課及び香川県中讃土木事務所総務課において閲覧に供する。